

判決プロジェクト研究会 第1回 議事要旨

1. 日 時 平成28年3月30日（水）午前10時00分～12時00分
2. 場 所 法務省司法法制部会議室
3. 出席者 佐瀬准教授，杉山准教授，高田教授，竹下准教授，道垣内教授，中西教授，西谷教授，古田弁護士，金子審議官，内野参事官，三田局付

3. 議事概要

(1) 金子審議官挨拶等

金子審議官の冒頭挨拶に続き，メンバーが自己紹介を行った。

(2) 議事の取扱いについての確認等

本研究会の議事については非公開とし，議事要旨のみをホームページに公表する取扱いとすることとされた。

(3) 協議

法務省から，配付資料に関する説明等がされた。

引き続き，自由討議が行われ，大要，以下のような指摘がされた。

【草案4条について】

- 草案4条2の後段において，判決を下した裁判所の管轄権の存在の根拠とした事実認定に拘束されるとされているが，そこで明らかに不当な事実認定がされている場合においても，裁判所の管轄権の存在の根拠とした事実認定に拘束されてしまうというのは，管轄要件が職権調査事項と解されていることとの関係で，問題ではないか。他方で，草案12条1項では判決の承認，執行等は別段の定めがない限りは法廷地国の法律で規律するとされており，また，手続的公序違反の根拠事実等については，承認を求められた国において改めて判断することができると考えられるが（草案7条1b参照），管轄原因のみ扱いを異にする合理的な理由はあるのか。

【間接管轄の要件に関する規定（草案5条及び6条）について】

（国内法との抵触について）

- 国内法との関係では，条約で認められる間接管轄が，我が国の民事訴訟法の定める国際裁判管轄より広い場合，抵触が問題となりうる。例えば，草案5条1eがこれに当

たると考えられるのではないか。

(「特別の事情」(民訴法3条の9)等について)

- 民訴法3条の9の「特別の事情」が認められるような場合であっても、条約上、承認・執行が義務付けられるのか。人事に関する訴え以外の訴えにおける間接管轄の有無について、「基本的に我が国の民訴法の定める国際裁判管轄に関する規定に準拠しつつ、個々の事案における具体的事情に即して、外国裁判所の判決を我が国が承認するのが適当か否かという観点から、条理に照らして判断すべきものと解するのが相当である。」と判示した最高裁判決(最判平成26年4月24日民集68巻4号329頁)との関係も問題となると考えられる。

この点、草案5条1eただし書は、上記の「特別の事情」等を認めたものと理解することが可能だが、他の条項においても同様の規定を設ける必要はないのか。

【草案5条について】

(草案5条1dについて)

- 書面によらない事前の同意であっても同条項の要件を満たすものと考えられるが、そうだとすると、いわゆる応訴管轄以上のものを認めるものであって過剰であると考えられるし、管轄合意条約とも整合しないのではないか。

(草案5条1iについて)

- 信託に関する間接管轄要件を定めるものであるが、間接管轄を広く認めすぎているとも考えられる。

【草案6条について】

- どのような場合に草案6条a, bの適用を受けるかが明らかでない。適用範囲を明確にするなどすべきではないか。
- 条約化された際に必要な規定といえるか疑問である。

【草案10条について】

- 裁判上の和解の強制執行を認めるものであるが、裁判上の和解は、国によって裁判所の関与の程度が異なるところ、一律に強制執行を認めるべきものとして捉えてよいかは疑問である。また、いわゆる即決和解(民訴法275条)が同条に含まれるかにつ

いても、同様の観点から問題となる。

【草案13条について】

- 判決の承認・執行を求められた国において、判決国におけるのと同じ効果を認めることを義務づけるものだが、例えば、既判力の範囲（主観的範囲・客観的範囲）は国ごとに違っているところ、国内法で認めることができない効果まで認めなければならないのか。

以上